

原子力発電施設等周辺地域の立地支援を受けたい

原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金

原子力発電施設周辺地域への企業立地の支援を図るため、企業の電気料金に対して給付金を交付します。

●対象地域

- ・旧長岡市、旧越路町、旧小国町（原子力発電施設の隣接市町村）

●対象者

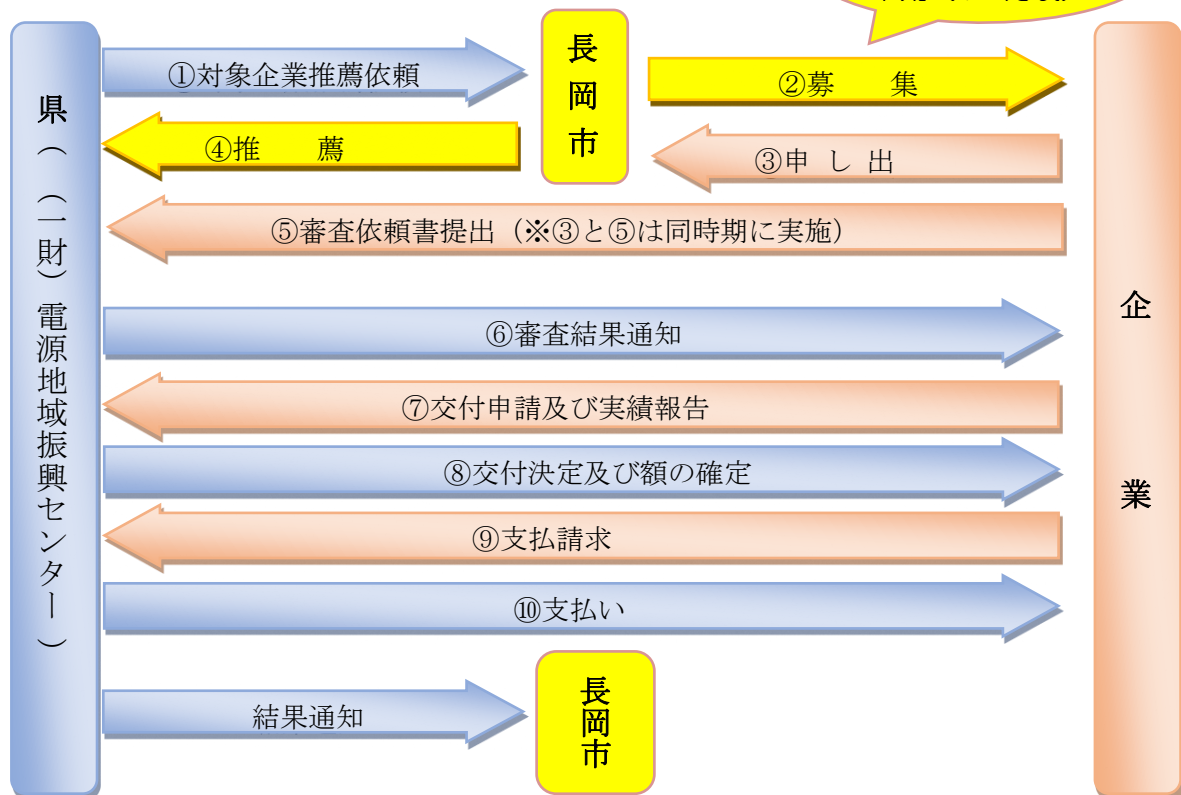
- ・製造業
- ・当該立地場所において適用される、県又は市町村の企業立地に係る条例・規則で定める業種
- ・県又は市町村の企業立地に係る補助金等による支援を受けているもの

●要件

- ・工場等を新設、増設し、電力会社との受給契約に基づき電気の供給を開始、又は、変更契約等に基づき契約電力が増加すること
- ・常用雇用者 3 人以上の増加（通電日から 2 カ月前以降の雇用者を対象）

●金額と期間

- ・概ね電気料金の 20%～50%、8 年間



●問合せ ①～④について：産業支援課（0258-39-2298）

⑤～⑩について：新潟県産業労働部産業立地課（025-280-5164）